

笠松町総合計画審議会条例

昭和55年7月12日

条例第17号

改正 平成11年3月18日条例第6号 平成年3月26日条例第1号
平成21年12月22日条例第23号

(設置)

第1条 町長の諮問機関として、笠松町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、笠松町総合計画の策定に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 町議会議員
- (3) 公募による者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画環境経済部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第6号抄）

(施行期日)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。